

平成 27 年 5 月 18 日

各 位

大阪府中央区瓦屋町3丁目6番13号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優
(JASDAQ コード番号 2376)
問い合わせ先
取締役常務執行役員業務本部長 濱口護也
電話 06 - 6766 - 3333

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 50 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行をおこなわない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 27 条（取締役の責任免除）および第 34 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第 27 条の変更に関しましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日） |
| (2) 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 | 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日） |

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以 上